# 養護・訓練に対する障害種間での捉えの相違 -1971年告示学習指導要領の分析を中心に-

Difference in Recognition of "Yougo-Kunnren" among Type of Disabilities; Mainly Analyzing Texts on Course of Study for the Disabled by 1971

丹 野 傑 史\*
Takahito TANNO

#### I. 研究の目的

本研究の目的は、1971(昭和46)年の学習指導要領改訂により創設された養護・訓練の成果と課題について明らかにすることを最終目標に、各障害種(視覚障害, 聴覚障害, 精神薄弱, 肢体不自由, 病弱)においてどのように受け入れられたのかその諸相について検証することにある。本稿では、その嚆矢として、1971(昭和46)年学習指導要領における養護・訓練に関わる記述を分析し、障害種間の相違について再検証することを目的とした。

### II. 課題設定と研究方法

### 1. 養護・訓練を取り上げる背景(課題設定)

(1) 養護・訓練の成立:1970(昭和45)年10月に出された教育課程審議会答申<sup>1)</sup>『盲学校, 聾学校および養護学校の教育課程の改善について(答申)』(昭和45年10月23日)では、「心身に障害を有する児童生徒の教育において、その障害からくる種々の困難を克服して、児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、社会によりよく適応していくための資質を養うためには、特別の訓練等の指導がきわめて重要である。」(教育課程審議会、1970)と、学校教育法第71条<sup>2)</sup>で示された特殊教育諸学校の目的の後段部分「併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けること」に対応する特別の訓練等の必要性が提言された。そして、この答

申を受け、1971 (昭和46)年に告示された『盲学校小学部・中学部学習指導要領』『聾学校小学部・中学部学習指導要領』『養護学校(精神薄弱教育)小学部・中学部学習指導要領』『養護学校(肢(し)体不自由教育)小学部・中学部学習指導要領』『養護学校(病弱教育)小学部・中学部学習指導要領』(以下、特段の断りがない限り1971年版学習指導要領と示し、障害種を限定する場合は1971年版学習指導要領(盲)のように示す)では、共通の新領域として「養護・訓練」が創設された。

Table 1に示すように養護・訓練は、その後1979(昭和54)年と1989(平成元)年の2回の改訂を経て、1999(平成11)年の学習指導要領改訂により「自立活動」と名称が変わり今日に至っている。自立活動と名称が変わって以降も、障害種共通の目標、大綱的な内容の示し方、個々の児童生徒の実態把握に基づいて個別的に指導方法を定めることなど、自立活動の基本的な考え方は養護・訓練のものを引き継いでいる(古川、2016)。したがって、1971年の学習指導要領改訂および養護・訓練の創設は今日の自立活動の出発点と捉えることができる。

主な改正内容 年次 指導の名称 指導の位置づけ 指導者 1963 (昭38) 盲:点字指導、感覚 盲:国語科、理科、体育 盲:教員 :精、肢、病<sup>1)</sup> 訓練、歩行訓練 襲:国語科、律唱科 醇:教員 1964 (昭39) 聾:聴能訓練、言語 知:-知:-:盲、聾2) 指導 肢:体育科(体育·機能 肢:特別な技能を有 知:明記なし 訓練) する教職員 肢:機能訓練、職能 病:体育科(養護・体育) 病:教員 訓練、言語訓練 病:養護 1971 (昭46) ・共通の特別の指導内容とし 養護·訓練 ・特設の時間 : 盲、聾、精、 て養護・訓練創設 学校教育活動全体を 肢、病 ・学習指導要領は障害種別に 通じた指導 1979 (昭54) ・指導要領すべてを共通の形 養護・訓練 ・特設の時間 :共通 式で告示 ・学校教育活動全体を ・養護・訓練4区分12項目 通じた指導 1989 (平元) ・特設の時間 ・養護・訓練5区分18項目(心 養護·訓練 :共通 身の適応→身体の健康,心 学校教育活動全体を 理的適応) 通じた指導 1999 (平10) ・自立活動に名称変更 ・特設の時間 自立活動 :共涌 個別の指導計画作成義務化 学校教育活動全体を ·自立活動5区分22項目 通じた指導 2008 (平20) · 自立活動6区分26項目 自立活動 ・特設の時間 :共涌 (「人間関係の形成」追加) ・学校教育活動全体を 通じた指導 2018 (平30) ·自立活動6区分27項目 自立活動 ・特設の時間 :共通 ・特別支援学級にて自立活動 ・ 学校教育活動全体を の実施が明文化 通じた指導 (通級指導は自立活動を参 考に)

Table 1 学習指導要領における特別な指導の変遷

(2) 1971年版学習指導要領における養護・訓練の理念:1971年版学習指導要領では、養護・訓練について目標および内容等に共通で示されていたものの、指導計画の作成と内容の取扱いについては、障害の状態に即応するため、学校種別ごとに独自に示された(文部科学省、2018)。すなわち、同じ養護・訓練の名称を冠していても、障害種によって養護・訓練の具体的な内容や指導計画作成のプロセスは異なっていたといえる(渡辺、2018)。

養護・訓練の内容の扱いが障害種により異なっていたのは、養護・訓練以前より特別の指導や訓練等が各学校では行われていたからである。Table 1に示すように、既に1963(昭和38)年および1964(昭和39)年に出された各学習指導要領において、障害種別に特別

な指導が各教科等の内容の一部として位置づけられていた。しかしながら、同じ学校に在学する児童生徒であっても、その障害の状態は極めて多様であること、主障害を対象とした対症療法的なものだけでなく、二次的障害を含め、心身の機能を総合的に改善する必要があることなど(文部科学省、2018)、各教科の指導の中で対応するには限界が生じていた。1970(昭和45)年の教育課程審議会答申では「各教科、道徳科および特別活動とは別に、これを「養護・訓練」とし、時間を特設して指導する必要がある。」(教育課程審議会、1970)と提言され、養護・訓練の成立に至ったのである。そのため、養護・訓練の目標と内容は共通に示され、指導計画の作成と内容の取扱いについては、障害の状態に即応するため、学校種別ごとに独自に示さ

<sup>1)1963(</sup>昭和38)年の学習指導要領は、現在の学習指導要領とは異なり文部省事務次官通達(試案扱い)で示された.

<sup>2)</sup> 盲学校と聾学校学習指導要領については、1956(昭和31)年に事務次官通達で学習指導要領が示されているが、当該学習指導要領では指導内容ではなく留意事項としての提示にとどまっていたため、本研究では紙面の都合もあり省略した。

れるという形態をとったのである。また、養護・訓練の 指導内容については、各特殊教育諸学校で行われて いた内容を整理・分類し、①心身の発達に必要な諸側 面と、②各障害の状態を改善し、又は克服するために 必要な固有の指導内容という2つの観点から構成され た。

Table 1に示したように、養護・訓練として2度の改訂、自立活動への移行および2度の改訂を行う中で、区分・項目については見直しが不断に行われており、現行学習指導要領における自立活動は6区分27項目で構成されている。ただし、自立活動の内容の構成は①人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素、②障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素から構成されており、養護・訓練時代の理念を継承しているといえるであろう。

(3) なぜ、改めて1971年版学習指導要領を検証するのか:本稿において、1971年版学習指導要領を改めて取り上げる理由は、以下の2点である。1点目は、「養護・訓練は共通の目標・内容を持つ指導領域であるとの認識にあったのか」という点である。上述のように、1971年版学習指導要領は、目標、内容こそ共通で提示されているものの、指導計画の作成や提示された指導内容は異なっていた。

1979(昭和54)年の学習指導要領改訂により指導計画の作成および内容の取り扱いについても共通の示し方となった。この点についても、既にそれまでの取組の積み重ねにより共通の認識にはならなかったのではないか、すなわち障害種間で養護・訓練のプロセスが共通化されなかったのではないかという仮説を立てた。安藤(1999)は、現職教員に対して調査を行い、障害種と指導内容として取り上げる養護・訓練の区分が対応関係にあるのではないかと推察している。そもそも、養護・訓練に関する研究は、障害種で行われていた実践研究に偏っており3)、障害種間での捉えの差異に着目した研究は当時も今も行われていない。そこで、1971年版学習指導要領における養護・訓練の障害種での取り扱いを改めて比較し、養護・訓練の障害種での取り扱いを改めて比較し、養護・訓練の障害種での取り扱いを改めて比較し、養護・訓練の障害種での取り扱いを改めて比較し、養護・訓練のに

もう1点目は、養護・訓練の理念等について共通の 認識がないことに対する危機感である。今般の学習指 導要領改訂により特別支援学校に加えて、特別支援 学級においても自立活動が行われることが明記され た。また、2016年に改正された教育公務員特例法等 の一部を改正する法律(平成28年法律第87号)にお いて教育職員免許法が改正されたことに伴い、2017 年11月には「教育職員免許法施行規則及び免許状 更新講習規則の一部を改正する省令(平成29年文部 科学省令第41号)」が公布され、新たに全ての教員免 許取得希望者に対して「特別の支援を必要とする幼 児、児童及び生徒に対する理解」の履修が義務づけ られた。併せて導入された教職課程コアカリキュラム の到達目標では、「「通級による指導」及び「自立活動」 の教育課程上の位置づけと内容を理解している。」が 定められている。これに対して、特別支援学校教員免 許状では現在の所自立活動に関わる内容を履修する 定めは設けられていない。免許種毎の指導法において 障害種に応じた自立活動の指導として数コマ程度取 り上げられているのが現状であると考えられる。そのた め、もし1点目の仮定(今日に至るまで養護・訓練ある いは自立活動の理念の共有化はなされていないので はないか)が正しい場合、大学において講義を担当す る教員や最初に配属となった学校のやり方により自立 活動の進め方が異なる、すなわちますますの混乱が生 じる可能性がある。1971年版学習指導要領の提示の 仕方の是非を問い直すのではなく, 当時の学校現場 の実際を検討する足がかりとして1971年版学習指導 要領の分析を行うべきと考えた。

#### 2. 研究方法

(1) 検討対象資料:1971(昭和46)年に告示された 『盲学校小学部・中学部学習指導要領』『聾学校小 学部・中学部学習指導要領』『養護学校(精神薄弱 教育)小学部・中学部学習指導要領」『養護学校(肢 (し)体不自由教育)小学部・中学部学習指導要領』 『養護学校(病弱教育)小学部・中学部学習指導要 領』に加えて、『盲学校学習指導要領小学部編』『聾学 校学習指導要領小学部編』(以上, 1964(昭和39)年 告示),『養護学校小学部学習指導要領 肢体不自 由教育編』『養護学校小学部学習指導要領 病弱教 育編』『養護学校小学部・中学部学習指導要領 精 神薄弱教育編』(以上, 1963(昭和38)年事務次官通 達)の各指導要領、特殊学校長会が発行している『会 報』のうち入手できた第13号(1969(昭和44)年10月 15日)~第18号(1971(昭和46)年9月20日)を検討 対象資料とした。

- (2) 検討の方法:以下の手続きにて検証を行った。
  - 1)記述の整理:1971年版学習指導要領における 養護・訓練の記述(第1章総則, 第5養護・訓練) を抽出し, 共通内容(Table 2), 異なる内容につ いて分類し整理した(Table 3~6)。
  - 2)内容の比較等: Table 3~6の内容について障害 種間での違いについて比較をするとともに, 障害 毎に改定前の学習指導要領と比較した。
  - 3)受け止めの実際: 当時の校長会の資料(『全国 特殊学校長会 会報』)を参照しながら, 1971 年版学習指導要領における障害毎の受け止めや

重視すべき内容について検討した。

(3) 用語の標記等:本研究は歴史研究であり,盲, 聾,精神薄弱,特殊教育等用語については原則として 当時の表記をそのまま使用した。そのため,記述箇所 により標記が揺れている(特殊教育と特別支援学校 等)。

また,引用文献の標記について,学習指導要領については,例えば『文部省(盲),1963』あるいは『○○年版学習指導要領(盲)』のように障害種別を追記して,出版年については,全国特殊学校長会の会報のみ年月日で表記した。

Table 2 1971年版学習指導要領「養護・訓練」に関わる共通で示されている内容

|            | 1 abic 2 1371 平成于日田等女際 食成 訓練」に因れる元進でから40でいると14 |  |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|--|--|
| 章          | 項目   | 学習指導要領の記述  |  |  |  |  |
| 第1章総則      | 第4 養護·訓練                                       | 心身の障害に基づく種々の困難を克服させ、社会によりよく適応していく資質を養ため、養護・訓練に関する指導は、養護・訓練の時間はもちろん、学校の教育活動全付を通じて適切に行なうものとする。<br>特に、養護・訓練の時間における指導は、各教科、道徳および特別活動と密接な関係を保ち、個々の児童または生徒の心身の障害の状態や発達段階に即して行なうように慮しなければならない。  |  |  |  |  |
|            | 第2 教育課程<br>一般 7                                | (2) 小学部または中学部の各学年の養護・訓練に充てる授業時数は、年間105を標準とするが、児童または生徒の心身の障害の状態に応じて適切に定めること。  |  |  |  |  |
| 第5章<br>養護・ | 第1 目標  | 児童または生徒の心身の障害の状態を改善し、または克服するために必要な知識、<br>技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤をつちかう。  |  |  |  |  |
| 訓練         | 第2 内容  | A 心身の適応 1 健康状態の回復および改善に関すること。 2 心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関すること。 3 障害を克服する意欲の向上に関すること。 B 感覚機能の向上 1 感覚機能の改善および向上に関すること。 2 感覚の補助的手段の活用に関すること。 3 認知能力の向上に関すること。 3 認知能力の向上に関すること。 4 生活の基本動作の習得および改善に関すること。 5 生活の基本動作の習得および改善に関すること。 6 作業の基本動作の習得および改善に関すること。 7 作業の基本動作の習得および改善に関すること。 8 言語の受容技能の習得および改善に関すること。 9 言語の形成能力の向上に関すること。 1 言語の受容技能の習得および改善に関すること。 2 言語の形成能力の向上に関すること。 3 言語の表出技能の習得および改善に関すること。 |  |  |  |  |
|            | 第3 指導計画<br>の作成と内容<br>(「指導者」に関<br>する部分のみ)       | ・養護・訓練の時間の指導は、専門的な知識、技能を有する教師が中心となって<br>担当し、全教師の協力のもとに、効果的な指導を行なうようにすることが必要である<br>(盲・聾・知・病)。<br>・養護・訓練の時間の指導は、専門的な知識・技能を有する教師が行なうことを原則<br>とし、学校においては、全教師の協力のもとに養護・訓練に関する指導体制を整え、<br>効果的な指導を行なうようにすることが必要である(肢)。  |  |  |  |  |

Table 3 1971年版学習指導要領「第5章養護・訓練 第3指導計画の作成と内容の取り扱い」のうち、 「指導計画の作成」の扱いについて

| 種別    | 也   |
|-------|---|
| 性別    | 指導計画の作成   |
| 盲·聾·病 | <ol> <li>指導計画の作成に当たっては、次の事項について配慮するものとする。</li> <li>個々の児童または生徒の心身の障害の状態、発達段階および経験の程度に応じて、それぞれに必要とする第2の内容の具体的な事項を選定し、個別にその指導の方法を適切に定めるようにすること。</li> <li>各教科、道徳および特別活動における指導と密接な関連を保つようにし、組織的、計画的に指導できるようにすること。</li> <li>児童または生徒の心身の障害の状態により、特に必要がある場合には、専門の医師およびその他の専門家と密接な連絡をとり、適切な指導ができるようにすること。</li> </ol>   |
| 精     | <ul><li>1 指導計画の作成に当たっては、個々の児童または生徒の心身の障害の状態、発達段階および経験の程度に応じて、それぞれに必要とする第2の内容の具体的な事項を選定し、個別にその指導の方法を適切に定めるようにすることがたいせつである。</li><li>2 指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳および特別活動における指導と密接な関連を保つようにし、組織的、計画的に指導が行なわれるようにすることが必要である</li></ul>  |
| 肢     | <ul> <li>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項について配慮するものとする。</li> <li>(1) 個々の児童または生徒の心身の障害の状態、発達段階および経験の程度に応じて、それぞれに必要とする第2の内容の具体的な事項を選定し、個別にその指導の方法を適切に定めるようにすること。</li> <li>(2) 各教科、道徳および特別活動における指導と密接な関連を保つようにし、組織的、計画的に指導できるようにすること。</li> <li>(3) 必要に応じて専門の医師およびその他の専門家の指導・助言を求め、個個(原文ママ)の児童または生徒に即した適切な指導ができるようにすること。</li> <li>3 上記2に示す機能訓練、職能訓練および言語訓練の指導計画の作成に当たっては、特に次の事項について配慮するものとする。</li> <li>(1) 機能訓練、職能訓練および言語訓練の相互の密接な関連を図ること。</li> <li>(2) 機能訓練、職能訓練および言語訓練については、児童または生徒の心身の障害の状態や発達段階に応じて、第2の内容に示すAおよびBのそれぞれから必要とする具体的な事項を加えること。</li> </ul> |
| 病     | <ul><li>3 上記2に示す養護,心理適応および肢(し)体機能の訓練の指導計画の作成に当たっては、特に、次の事項について配慮するものとする。</li><li>(1) 必要に応じて、養護、心理適応および肢(し)体機能の訓練との密接な関連を図ること。</li><li>(2) 養護、心理適応および肢(し)体機能の訓練には、児童または生徒の心身の障害の状態および能力・適性等に応じて、第2の内容に示すBおよびDのそれぞれから必要とする具体的事項を加えること。</li></ul>  |

Table 4 1971年版学習指導要領「第5章養護・訓練 第3指導計画の作成と内容の取り扱い」のうち、 「指導内容の取り扱い」に関して(盲・聾)

| 種別 | 学習指導要領の記述                                  |     |            |     |            |     |            |
|----|--|-----|------------|-----|------------|-----|------------|
|    | 2 第2の内容の取り扱いに当たっては、たとえば次のような項目を取り上げるようにする。 |     |            |     |            |     |            |
|    | (1) 内容のAについては,                             | (2) | 内容のBについては, | (3) | 内容のCについては, | (4) | 内容のDについては, |
|    | ア 自己の障害の理解。                                | ア   | 感覚補助具の活用。  | ア   | 協応動作の向上。   | ア   | 発声,発音の調整と  |
|    | イ 障害克服の態度と習                                | イ   | 物の材質,形状,状態 | イ   | 姿勢の矯正(きょうせ | :   | 場に応じた表現法の  |
|    | 慣の形成。                                      | i   | の判別。       | •   | (v)°       | į   | 改善。        |
| 盲  |  | ウ   | 音の変化の認知。   | ウ   | 歩行能力の向上。   | イ   | 点字や普通の文字学  |
|    |  | エ   | 量の感覚的把握(は  | エ   | 基本的生活行動様   |     | 習の基礎能力の向   |
|    |  |     | あく)。       |     | 式の習得および向   | :   | 上。         |
|    |  | オ   | 事象の時間的順序づ  |     | 上。         | ウ   | ことばと事物や状態と |
|    |  |     | け。         | オ   | 作業における巧緻(こ |     | の対応。       |
|    |  | カ   | 空間表象の構成と空  |     | うち)性と敏捷(びん | エ   | タイプライティング技 |
|    |  |     | 間認知。       |     | しょう)性。     |     | 能の習得。      |

| 種別 | 学習指導要領の記述   |   |   |         |  |  |  |  |
|----|---|---|---|---------|--|--|--|--|
|    | 2 第2に示す内容については、おおむね次に示す事項により指導計画を作成するものとする。   |   |   |         |  |  |  |  |
|    | (1) 内容のBおよびDについ   | (2)   | 内容のAについては,  |         |  |  |  |  |
| 龍子 | ア 言語発生の (ア)対 (ア)対 (ア)対 (ア)対 (ア)対 (ア)対 (ア)対 (ア)対   | イ 聴覚を観点するに<br>(ア)音、(ア)音、と。<br>(イ)いろ聴。<br>(イ)いる聴。<br>(ウ) 神るこ器。<br>(ウ) 神でである。<br>(ウ) 神でである。<br>(ウ) がいるにいる。<br>(ア) にいるでは、できるである。<br>(ア) にいるでは、できるである。<br>(ア) にいるでは、できるである。<br>(ア) にいるでは、できるである。<br>(ア) にいるでは、できるである。<br>(イ) にいるでは、できるである。<br>(ウ) であると。<br>(ウ) であると。 | エ 正く発音である。 (ア) ままで (ア) ままで (ア) まるこの (イ) まるこの (イ) ま語の (ク) 国語正し、 (カ) と。 | ア イ (3) | 聴見の障子では<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は |  |  |  |
|    | 3 上記2に示す(1)のイの事項の指導に当たっては、聴力の変動に常に注意をはらうとともに、現に耳科疾患を有し、または聴力が低下するおそれのある児童または生徒の補聴器の使用のしかたについては、専門の医師の指示によることが必要である。 |   |   |         |  |  |  |  |
|    | 4 上記2の(1)に示すア, 和を図りながら指導すなお, 必要に応じて, ア,   | イ, ウ, エおよびオの各事項に<br>るとともに, 国語科の指導と  | ついては, それぞれ適切な学<br>密接に関連させて取り扱うよ<br>と総合的に取り扱ったり, それ<br>である。  | うに      | することが必要である。  |  |  |  |

Table 5 1971年版学習指導要領「第5章養護・訓練 第3指導計画の作成と内容の取り扱い」のうち、 「指導内容の取り扱い」に関して(精・肢・病)

| 種別 | 学習指導要領の記述   |                                     |  |  |  |
|----|---|-------------------------------------|--|--|--|
| 精  | 記述なし  |                                     |  |  |  |
|    | 2 第2の内容に示す事項の取り扱いに当たっては、下記(導計画を作成し、指導を行なうことが望ましい。   | 1)から(2)までに示す内容のまとまりに組織して指           |  |  |  |
| 肢  | (1) 内容のCの1および2を中心と (2) 内容のCの2およして,次の内容のまとまり(以下,これを「機能訓練」という。) に組織し,計画すること。 ア 肢体の基本動作の習得および 基礎的身体機能の改善 イ 起立・歩行動作の習得および改善 ・ 変形の予防および矯正 (2) 内容のCの2およして,次の内容の下,これを「職能制に組織し,計画すると、 は (4) といる は (4) といる は (5) といる | つまとまり(以下,これを「言語訓練」という。)に組織し,計画すること。 |  |  |  |

| 種別 | 学習指導要領の記述  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|
| 肢  | 5 内容を取り扱うに当たっては、特に次の事項について配慮することが必要である。 (1) 自己の心身の障害を正しく理解させ、自覚させること。 (2) 自己の心身の障害の状態を改善するために必要な機能訓練等の意義を理解させ、その方法を理解、習得させること。 (3) 自主的、積極的に機能訓練等を行なう態度および習慣を養うこと。  |  |  |  |  |
| 病  | 2 第2の内容に示す事項の取り扱いに当たっては、下記(1)および(2)に示す内容ならびに肢(障害を有する児童または生徒に対しては(3)に示す内容のまとまりに組織して指導計画を作なうことが望ましい。  (1) 内容のAの1を中心として、次 (2) 内容のAの2および3を中心と (3) 内容のCの1,2 して、次の内容のまとまり(以下 として、次の内容のまとまり(以下 だった。 として、次の内容のまとまり(以下 これを「心理適応」という。)を 無」という。)を 組織し、計画すること。 | 作成し指導を行<br>および3を中心<br>および3を中心<br>いない。<br>い体機能の訓<br>組織し計画する<br>の改善<br>で向上 |  |  |  |

Table 6 1971年版学習指導要領「第5章養護・訓練 第3指導計画の作成と内容の取り扱い」のうち、 「指導上の留意点」に関して

| 種別 |        | 指導上の留意事項   |
|----|--------|--|
| 训目 | 3 4    | 内容の指導に当たっては、自然な形に設定された状況の中で、意欲的な活動を促すようにすること。この場合、指導が無意味な機械的反復に陥らないよう、特に配慮することが必要である。<br>内容の指導に当たっては、つねにその効果を確かめながら、発達の状態に即して、内容を相互に関連づけ、段階的に行なうようにすることが必要である。 |
| 龍  | 5<br>6 | 内容の指導に当たっては、児童または生徒の心身の発達の状態に留意して学習に対する自発性や意欲を育てるように留意することが必要である。<br>内容の指導に当たっては、個々の児童または生徒の心身の障害の状態および能力・適性等に応じた具体的な目標を明確にし、児童または生徒の意欲的な活動を促すようにすることが必要である。   |
| 精  | 3      | 内容の指導に当たっては、合わせもつ他の障害にとらわれて、かたよったものとならないよう児童または生徒<br>の全人的な発達を図ることがたいせつである。   |
| 肢  | 4      | 指導に当たっては、個々の児童または生徒の能力・適性等に応じた具体的な目標を明確にし、児童または生徒の意欲的な活動を促すようにすることが必要である。  |
| 病  | 4      | 指導に当たっては、個々の児童または生徒の心身の障害の状態および能力・適性等に応じた具体的な目標を明確にし、児童または生徒の意欲的な活動を促すようにすることが必要である。   |

### III. 1971年版学習指導要領における養護・訓練の特徴と捉えの相違

## 1. 1971年版学習指導要領における養護・訓練の記述

(1) 共通事項について: Table 2に示したとおり,総則の部分,第5章のうち目標・内容に関する部分および「第3指導計画の作成と内容」のうち指導者に係る部分のみ共通した記述内容となっていた。3点目以外は,既に学習指導要領解説(文部科学省,2018)で述

べられているとおりであり、指導者についてもTable 1 に示したとおり肢体不自由教育以外では教員が担当していたことから、肢体不自由教育以外では特に混乱はなかったと思われる<sup>4)</sup>。また、Table 3~6から明らかなように、共通部分よりも異なる部分の方が障害種によっては多いことが明らかとなった。

### (2) 相違事項について

1) 指導計画の作成: Table 3に示したとおり、盲、聾、

病弱は基本的に同じ内容である。肢体不自由についても、(3)において「特に必要がある場合には」ではなく「必要に応じて」専門の医師等と連携すること、単に連絡するだけでなく「指導・助言」となっているなど、専門の医師等との関わりが異なっている以外は同じ内容となっている。また、病弱・肢体不自由では、指導計画の作成にあたっての留意事項が詳細に記述されている。そして、精神薄弱では、「発達段階および経験の程度」という文言が加わっているほか、医師等との連携に関する記述がない。

肢体不自由のみ医療との関わりが強い背景として は、従前の学習指導要領の存在があげられる。1963 年版学習指導要領(肢)では、特別の訓練として「機能 訓練」(1963年通達の学習指導要領ではTable 3に おける機能訓練,職能訓練,言語訓練を総称して機 能訓練と呼んでいたため意味が若干異なる)が位置づ けられていた。「機能訓練」は、指導内容が理学療法・ 作業療法等の内容の一部から構成されたており(文 部省, 1967)、「特別な技能を有する教職員が、学校 医の処方に基づき」(文部省(肢), 1963)実施すると 規定されるなど、医学的訓練であるとの認識が強かっ たとされる(文部省, 1987)。Table 4に示すように、 1971年版学習指導要領(肢)における機能訓練も基 本的に内容を引き継いでいるため、教育活動となった ものの引き続き専門の医師等との関わりを重視してい たと思われる。

これに対して、盲や聾、病弱については従来より教員が特別の指導を担当していたため、「特に必要がある場合」という標記にとどまったのではないかと推察された。

2)指導内容の取り扱い: Table 4、Table 5に示したとおり,障害種毎に取り扱うべき内容が全く異なっている。また,精神薄弱のみ内容の取り扱いに関する記述がない。Table 4およびTable 5を見ると,盲,聾については具体的な指導事項(視覚障害:空間認知,姿勢の矯正等,聴覚障害:補聴器の活用,発語に関する指導等)が記載されているのに対して,肢体不自由や病弱では,内容のまとまり(肢体不自由:機能訓練等,病弱:養護等)での記載となっていることが分かる。両者の違いは,従前の特別の指導との関係を指摘することができるであろう。

盲, 聾については、早くから障害に応じた指導が展開されてきた。そのため、盲学校では点字指導が国語

科に、感覚訓練が理科に、歩行指導が体育へと体系的に位置づけられていた(文部省(盲)、1964)。同様に聴覚障害では、聴能訓練や言語指導が国語科や律唱科<sup>5)</sup>に位置付いていた(文部省(聴)、1964)。Table 4に定められている内容は、従来各教科において行われていたものを抽出し、区分のまとまり毎に整理したものと理解することができる。また、聾では区分BおよびDをまとめて標記しているものの、基本的にはA~Dの区分に応じて指導内容が定められている。盲、聾における養護・訓練での課題は、指導内容と言うよりもむしろ「従来教科で行われていた指導内容をいかに領域として体系化するか」という教育課程編成上の問題であったといえる<sup>6)</sup>。

これに対して、肢体不自由と病弱については、内容のまとまりという形で養護・訓練の指導内容が標記されている。また、内容のまとまりの構成においては、例えば機能訓練では「内容のCの1および2を中心として」、養護では「内容のAの1を中心として」といった形で区分の1部をさらに細分化している。加えて、盲、聾でA~Dの区分全てに対応して指導内容が取り上げられているのに対して、肢体不自由では区分C、Dのみ、病弱では区分A、Cのみと養護・訓練の本来の趣旨とは異なる取り上げ方がされていた。

最後に、精神薄弱について、Table 5から明らかなように具体的な指導内容については触れられていない。その意味では、今日の自立活動に最も近い形式とも言える。精神薄弱については、1963年版学習指導要領(精)の通達以前より、「普通教育に準ずる教育課程構成の是非」について議論がされており、1971年版学習指導要領(精)では「小学部においては、に際から六歳程度の精神年齢の児童が大部分を占めている実態にかんがみ、児童の精神発達の度合い即応するように教科について改めること」(教育課程審議会、1970)とされ、新設の「生活科」を含め教科構成が精神薄弱独自の内容に改められた(文部省、1978)。養護・訓練のような障害に応じた指導も「生活科」等に組み込まれたこともあり、個別的に指導内容を取り扱うという考えをとらなかった。

以上, 内容の取り扱いについて障害種間で比較検討してみた。明らかに改訂前の学習指導要領からの流れを引き継いでいることがわかった。渡辺(2018)は,病弱教育を例に,現行学習指導要領と比べて,1971年版学習指導要領の方が取り上げるべき指導がわかりやすく参考になる部分も多いと指摘しているが、まさ

に, 共通の内容が意味をなさないほどに障害種別に 具体的な指導内容や内容のまとまりが提示されてい た。

3)指導上の留意点: Table 6に指導上の留意点についての標記をまとめた。共通した内容として「個々の児童の発達状態に応じた」指導を行うべきであるということが抽出できた。また、内容の取り扱いでは従前の学習指導要領の影響を強く受けていたのに対して、留意点では「発達の状態に即して、内容を相互に関連付け」(盲)、「自発性や意欲を育てる」(聾)、「具体的な目標を明確にし、児童または生徒の意欲的な活動を促す」(聾・肢・病)、「全人的な発達を図る」(精)というように、今日の自立活動の理念と共通するような内容がちりばめられていることがわかる。

以上、1971年版学習指導要領の記述について比較検証をした。養護・訓練の成立については、肢体不自由教育関係者の強い要望があったと言われているが(村田、1977)、学習指導要領の記述からは、肢体不自由は区分CおよびDに偏っており<sup>7)</sup>、むしろ盲や聾の方が養護・訓練の理念を体現しているという結果となった。

### 2. 養護・訓練成立に対する障害種間での受け止めの違い

ここでは、特殊学校長会発行の『会報』を手掛かりに、養護・訓練の受け止めの諸相について検証していく。なお、『会報』では毎回各校種の校長が寄稿しているが、おそらくは当該校長の私見に近い内容も含まれていることが想定され、各校種の実情と必ずしも一致しない可能性があることを断っておく。

(1) 養護・訓練成立前:教育課程審議会答申が出されたのは1970(昭和45)年10月23日である。『会報第13号』(1969(昭和44)年10月15日)では、前年度の1969(昭和44)年3月28日に特殊教育総合研究調査協力者会議(議長、辻村泰男)より出された『特殊教育の基本的な施策のあり方について(報告)』について解説を行っているが、解説の中では「特別の指導とは、障害をもっているために必要とする指導と訓練であって、弱視児に対する視知覚向上訓練、難聴児の聴能訓練、肢体不自由児の機能訓練、言語障害児の言語訓練等がそれである」(全国特殊学校長会、1969.10.15)とあり、当然と言えば当然であるが、養護・訓練の名前は出てこない。

『会報第14号』(1970(昭和45)年3月31日)では、 1970年(昭和45)度の特殊教育関係予算の概要が 示されているが、ここでも「三 特殊教育振興体制の 整備」の中で「感覚訓練、聴能訓練、言語訓練、職能 訓練の方法、内容についての指導を充実強化するた めに、各領域ごとに二名、計十名の指導、助言を担当 する専門家を委嘱」、「四 教職員の研修等」において 「機能訓練等担当教員養成講座の開催(各八日間)」 が規定され、内容として五領域(感覚訓練・職能訓練・ 言語訓練·機能訓練·職能訓練), 八部会(感覚訓練 (盲)、職能訓練(聴)、言語訓練(聾·精·肢)、職能訓 練(精・肢))が示されているが、障害種別の特別の指 導を意図していたと理解できる。さらに、『会報第15号』 (1970(昭和45)年7月20日)では、全国ろう学校長 会において「聴能訓練教諭の職務・資格・免許に関す る研究」が課題としてあげられており(全国特殊学校 長会, 1970.7.20), 障害種別の特別の指導を担当す る教員の専門性確保が課題となっていたことが推察 された。

(2) 教育課程審議会の答申から養護・訓練成立後: 『会報第16号』(1970(昭和45)年12月10日)では, 答申を受けての各校長会からの反応が記載されている。盲, 肢体不自由については養護・訓練の実施には課題がある, 聾, 病弱については, 課題はありつつも前向きに受け止めていきたい, という趣旨であり, 精神薄弱については「生活科」に関する記述が大半で養護・訓練に関する記述は見られなかった。

盲については、学習指導要領全般についての記述が中心であり、養護・訓練については「養護・訓練の実施上には問題点がある」(全国特殊学校長会、1970.12.10)の記述のみで具体的な言及はなかった。肢体不自由については、「肢体不自由養護学校の機能訓練が、ウ運動機能に関する内容に位置づけられたが、その実施に当たり、担当者・施設設備・時間・方法等・一段の改善充実が望まれる」(全国特殊学校長会、1970.12.10)と示されている。

一方で、好意的に受け止めていた聾と病弱について、聾からは「聴覚障害教育関係における養護・訓練においては、一般的な児童生徒にはエ(著者註:D意思の伝達)に示されている意思の伝達・交流に関する内容が中核となると考えるが、しかし対象の多様化や早期教育の重要さからは、当然ア(著者註:心身の適応)イ(著者註:感覚機能の向上)ウ(著者註:運動機能の向上)の内容も必要なわけで、各教科との関連の

みでなく、特別な時間の確保が実効をあげるであろう。」 (全国特殊学校長会,1970.12.10)と旧来の指導内容を主としつつ、新たに追加された区分の指導項目についても前向きな表現が見られた。病弱についても、「養護・体育の指導の必要性を認めながらも教科とするには系統性を持たない内容の弱さとその内容を評価するという段階でいつも困難を感じていた」「一領域として特設されました。又、特殊教育諸学校の全部に同じ名称で位置づけられたことは形の上でもすっきりした感じを持つと同時に、小・中学校の三領域の基本体系に、あえて特設された新領域には、答申が今後の教育の効果に寄せられる期待の強さを感じています」(全国特殊学校長会,1970.12.10)と前向きな記述となっていた。

『会報第17号』(1971(昭和46)年3月31日)では、 新年度の方針として文部省特殊教育課長の巻頭言 においても、各校長会の寄稿においても、「新学習指導 要領に伴う養護・訓練の徹底」(全国特殊学校長会, 1971.3.31)が示され、どの校種においても「教育課程 をいかに編成するか」を課題としてあげている。これは、 旧来の指導をいかに新しい指導領域として位置づけ るかと言うことと解することができる。例えば、精薄では 「現在まで実施してきた感覚訓練、心理治療、言語治 療などの指導が、新しい指導領域として位置づけられ たわけであるから、これを指導の可能な範囲で教育課 程の中に組織し、編成することが重要な課題である。た とえば、言語訓練と国語指導との関連性の考慮、ある いは感覚機能面の指導と図工、音楽、体育指導など、 養護・訓練の内容を他の教科や領域の指導の中でど のように位置づけ、時間割の中に組み入れていくかが 問題である」(全国特殊学校長会, 1971.3.31)と記 載されている。

最後に『会報第18号』(1971(昭和46)年9月20日)では、「これからの特殊学校の役割」がテーマであったものの、養護・訓練に関する記述は盲の「盲学校としては、子どもの創造性の啓発を重視し、人間形成過程での視覚欠陥の補正指導(特に、養護・訓練)を充実し、教育課程のめざす人間育成の中で、意図的に、「触聴覚」「視知覚」の向上を図ることによって、効果的指導法を生み出し、教育の偉大さを実践の成果によって、示さなければならないと思う。」のみであった。記述のほとんどは、重度・重複化への対応、卒業後への対応(高等部の充実を含む)であり、養護・訓練の役割や指導の充実を役割として捉えている校種は盲学校の

みであった。

以上、『会報』を手がかりに校種別の養護・訓練成立の受け止めの諸相について検証を試みた。『会報』においては、養護・訓練に対するコンセンサスや理念の共有化は見られず、各校種の実情や思いがそのまま記載されているという結果であった。

### IV. 終わりに

研究者はこれまで, 肢体不自由教育を中心に養護・ 訓練の成立と展開について研究をしてきた。肢体不自 由教育では、1971年版学習指導要領における養護・ 訓練の成立は、「医学的訓練」から「教育活動」への 大転換であったが(例えば、林・村田、1997)、改めて 他障害では別の課題を以て養護・訓練の成立が受け 止められたことが明らかとなった。なお、本研究では養 護・訓練研究の入り口に立ったに過ぎない。誌面の都 合もあり、学習指導要領本体のみの比較にとどまって おり、本来一緒に検討すべき『学習指導要領解説』や 養護・訓練成立後に公刊された『指導事例集』につい ても検討に至っていない。文部省公刊物にとどまらず、 学術研究. 関連団体の雑誌. 各学校の研究紀要等を 幅広く分析することにより、養護・訓練の受け止めの実 際を検証していかなければ、捉えの諸相を明らかにす るには至らない。今後は、成立に対する受け止めが異 なるとの前提の下、養護・訓練の実践研究の推移や、 指導計画作成のプロセスの構築等について経年的に 検討することを通じて、本研究の最大の目的である特 殊教育としての養護・訓練の成果と課題について明ら かにしていく。

#### 註

- 1) 教育課程審議会は、1950(昭和25)年に出された 教育課程審議会令(昭和25年政令第86号)によ り当時の文部省に設置され、学習指導要領の改 訂にあたり答申を出していた。2000(平成12年)の 中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政 令(平成12年政令第314号)により廃止され、新た に中央教育審議会となった。そのため、現在は中央 教育審議会より学習指導要領改訂のための答申 が出されている。
- 2) 現行の学校教育法では第72条が特別支援学校の目的となっている。
- 3) 2019(平成30)年1月5日に国立情報学研究所が

運営するデータベースである「Cinii Articles」にお いて「養護・訓練」をキーワードとして検索したとこ ろ、347件がヒットした。347件について重複してい る結果や学校紹介等の記事を除外したところ194 件に絞られた。194件の対象で分類すると3分の 1近くの62件が肢体不自由であった。出版元では、 『筑波大学附属桐が丘養護学校研究紀要(肢体 不自由)』30件、『筑波大学養護・訓練研究』17件 をはじめと筑波大学関係が60件を占めており、そ れ以外では文部省が発行している雑誌『特殊教 育』が54件と偏りが見られる。また、内容としては実 践の紹介が多くあった。ただし、1970年代の雑誌 等を中心に「Cinii Articles」に登録されていない実 践研究等が多いと想定されること、必ずしも「養護・ 訓練」をキーワードとせず、「感覚訓練」(視覚障害)、 「言語訓練」(聴覚障害, 精神薄弱, 肢体不自由) のように特定の指導技法や指導内容で実施してい る研究も多いことが想定され、「Cinii Articles」の 検索結果のみで議論するのは厳しい状況が考えら れる。本稿の結果も踏まえて、今後詳細な研究成果 の分析を実施する予定である。

- 4) 肢体不自由教育では、指導内容がそのままで指導者のみが「特別の技能を有する教職員」から「全教員」へと切り替わったため、大きな混乱をもたらすこととなった(林・村田、1977)。また、このことが、肢体不自由教育において「養護・訓練」をキーワードとした研究が盛んに行われた要因となったと考えられる。
- 5) 聾学校学習指導要領(1956年, 1964年)では,音 楽科の代わりに律唱科が教育課程に位置づけら れており,通常の音楽的な指導に加えて,言語指導 や聴能訓練,リズム指導などが行われていた(文部 省,1956,1964)。
- 6) 例えば、1975 (昭和50) 年に文部省より公刊された『養護・訓練指導事例集-聴覚障害教育編-』では、旧来の訓練や指導と養護・訓練との関係について、「聴覚障害教育においては、かなり古くから、「○○訓練」、「××指導」、「△△体系」などと呼ばれるものがあって、それらの中には、それぞれの内容事項についての具体的な目標の系統や指導の方法、材料などが詳細に盛り込まれている」とし、養護・訓練の指導計画を作成する上でも大いに活用すべきと指摘している(文部省、1975)。一方で、これらはあくまでも内容の体系であり、一人一人の児童生

- 徒の養護・訓練の内容全体や発達の過程について想定していないことも指摘し、個に応じた内容の選定が必要不可欠であると指摘している(文部省, 1975)。
- 7) 例えば、唯一の国立肢体不自由養護学校であった東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校(1971年当時、現筑波大学附属桐が丘特別支援学校)における養護・訓練について、動作訓練を中心とした区分Cに焦点化した研究実践がほとんどであり、学校要覧の記述においても1972(昭和47)年度から1974(昭和49)年度までは「動作訓練を基礎として」と示されていたほど、実際の指導区分には偏りが見られた(丹野、2017)。なお、桐が丘養護学校においても1978(昭和53)年度以降は、「内容A~Dを総合的な視点に立って指導することを原則とする」(筑波大学附属桐が丘養護学校、1978)と改められ、以降養護・訓練の理念に沿った指導形態を模索していくこととなる。

### 汝献

- 安藤隆男「養護学校教職経験が教師の養護・訓練に 対するイメージに及ぼす影響」『上越教育大学研究 紀要』18(2), 1999, pp.439-446
- 古川勝也「養護・訓練の創設と自立活動に至る歴史 的変遷」古川勝也・一木薫編『自立活動の理念と実 践』ジアース教育新社,2016,pp.10-21
- 林邦雄・村田茂編著『脳性まひ児養護・訓練の諸問題』慶應通信, 1977
- 教育課程審議会『盲学校, 聾学校および養護学校の 教育課程の改善について(答申)』1970
- 文部科学省『特別支援学校教育要領·学習指導要領解説 自立活動編』2018
- 文部科学省『特別支援学校小学部·中学部学習指導 要領』2009
- 文部省『肢体不自由教育における養護・訓練の手引 き』1987
- 文部省『特殊教育百年史』1978
- 文部省『養護·訓練指導事例集-聴覚障害教育編 - 』1975
- 文部省『盲学校小学部·中学部学習指導要領』1971 文部省『聾学校小学部·中学部学習指導要領』1971 文部公『善藩学校(特神菩亞教育)小学部、中学部学
- 文部省『養護学校(精神薄弱教育)小学部·中学部学習指導要領』1971
- 文部省『養護学校(肢(し)体不自由教育)小学部・中

学部学習指導要領』1971

文部省『養護学校(病弱教育)小学部·中学部学習指導要領』1971

文部省『機能訓練の手引き-肢体不自由教育のために - 1967

文部省『盲学校学習指導要領小学部編』1964

文部省『聾学校学習指導要領小学部編』1964

文部省『養護学校小学部学習指導要領 肢体不自由教育編』1963

文部省『養護学校小学部学習指導要領 病弱教育編』1963

文部省『養護学校小学部·中学部学習指導要領 精神薄弱教育編』1963

文部省『聾学校小学部·中学部学習指導要領一般編』1956

村田茂「養護・訓練の新設」肢体不自由教育史料研究会編『証言で綴る戦後肢体不自由教育の発展』 日本肢体不自由児協会, 1992, pp.104-109 丹野傑史「東京教育大学教育学部附属桐が丘養護 学校の養護・訓練における動作訓練導入過程」『障 害科学研究』41,2017,pp.69-80

筑波大学附属桐が丘養護学校『学校要覧』1978

渡辺実「特別支援学校の教育課程における自立活動の意義と指導法-病弱教育における自立活動の指導内容と方法に着目して-」『花園大学社会福祉学部研究紀要』26,2018,pp.27-43

全国特殊学校長会『会報』18, 1971.9.20

全国特殊学校長会『会報』17, 1971.3.31

全国特殊学校長会『会報』16, 1970.12.10

全国特殊学校長会『会報』15, 1970.7.20

全国特殊学校長会『会報』14, 1970.3.31

全国特殊学校長会『会報』13, 1969.10.15